

2012 年度関東学連規約改正まとめ

2013 年 2 月 27 日

文責：関東学連幹事長

山本淳史

○はじめに

関東学連の規約を少し変更しました。以下①②④は 4/3 の関東学連総会で、③は 5/26 の関東学連臨時総会で承認を得て、両方とも 12/1 の日本学連総会で承認を得ました。

①『日本学生オリエンテーリング選手権ロング・ディスタンス競技関東地区代表選手選考会実施基準』(=ロングセレ規約)について

第 4 条、第 5 条

変更：「開催日程は幹事会が前年度 2 月までの総会に提案し、承認を得なければならない。」

→「開催日程は幹事会が当年度 4 月までの総会に提案し、承認を得なければならない。」

「開催場所は前年度 2 月までに幹事会が総会に提案し、承認を得なければならない。」

→「開催場所は当年度 4 月までに幹事会が総会に提案し、承認を得なければならない。」

理由：ロングセレの運営は主に関東学連 OB,OG1 年目からなる実行委員会に委託するため、前年度 2 月までに決めるのが難しいから。

②『関東学生オリエンテーリング連盟規約』

第 22 条

変更：「また、会計監査は本連盟外の者が就任するものとする。」→この文言を削除し、第 29 条第 3 項に「関東学連の役員が兼ねることができない」という内容を追加

理由：実質的に関東学連加盟員以外の者に会計監査を頼むことは難しいから。実情は前年度に会計を担当したものが会計監査を担当している。

③『関東学生オリエンテーリング連盟規約』

第 13 条第 2 項

変更：「本連盟の新規準加盟及び加盟形態の変更は、加盟校総数の3分の2以上の承認を必要とする。」→「本連盟の新規準加盟及び、第12条第3項、第4項以外の理由での加盟形態の変更は、加盟校総数の3分の2以上の承認を必要とする。」

理由：加盟形態の変更を規定する規約は第10条第3項、第12条第3項、第4項、第13条第2項にあるが、第12条第3項、第4項で「自動的に昇格(降格)する」と書かれているのに対し、第13条第2項では「加盟形態の変更は、加盟校総数の3分の2以上の承認を必要とする。」と書いてあり、これらが矛盾するため。

④『日本学生オリエンテーリング選手権ロング・ディスタンス競技関東地区代表選手選考会に伴う推薦立候補に係る規約』
第3条、第5条など、たくさん

変更：「渉外」→「連盟員」

理由：関東学生オリエンテーリング連盟規約第7章(=36~38条)において、普段「渉外」と呼んでいるものの正式名称が「連盟員」と規定されている。にもかかわらず、関東学連の規約の中に誤って「渉外」という俗称を用いているものが散見されたので、それらをすべて「連盟員」に統一した。

以上